第三百二十一条の八第七十七項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項を同条第七十二項とし、同条第六十九項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十八項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十六項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項を第六十七項とし、同条第六十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十三項中「第六十項本文」を「第六十二項本文」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十一項を同条第六十三項とし、同条第六十項中「第六十二項」を「第六十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条中第五十九項を第六十一項とし、第五十八項を第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条中第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第四十九項を第五十一項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十五項又は第五十六項」を「第五十四項又は第五十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第三百二十一条の八第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46　対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第三百二十一条の八第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41　適用事業年度について前項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第三百四十九条の三第二項中「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」の下に「（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改める。

第三百八十二条第一項中「その旨」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第三百八十二条の二第一項中「次項」を「以下この条」に、「写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項」を「写し（当該固定資産課税台帳の備付けが同項」に改め、「次項及び」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類）を閲覧に供することができる。

第三百八十二条の二第二項中「により固定資産課税台帳」の下に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百八十二条の三に次のただし書を加える。

ただし、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

第四百二十二条の三中「その基準年度の価格又は比準価格」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第六百二条第一項中「日（以下本項」を「日（以下この項」に、「。以下本項」を「。以下この項」に改め、同項第一号ロ中「第三十七条第四項第一号」を「第三十七条第三項第一号」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「本号」を「この号」に改める。